

## 船舶事故調査報告書

平成23年10月6日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵 男（部会長）  
 委員 庄 司 邦 昭  
 委員 石 川 敏 行

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成22年12月10日 01時00分ごろ
発生場所	鳥取県鳥取市鳥取港北北西方沖 鳥取市所在の長尾鼻灯台から真方位357° 35.2海里（M）付近 （概位 北緯36° 07.1′ 東経133° 58.4′）
事故調査の経過	平成23年1月5日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第三大 <sup>だいかん</sup> 勤丸、95トン TT2-1551（漁船登録番号）、個人所有 29.72m（Lr）×6.30m×2.48m、鋼 ディーゼル機関、漁船法馬力数500、平成2年5月2日
乗組員等に関する情報	船長 男性 57歳 五級海技士（航海） 免許年月日 昭和52年9月9日 免状交付年月日 平成18年6月22日 免状有効期間満了日 平成23年7月24日 機関長 男性 58歳 五級海技士（機関） 免許年月日 昭和47年7月14日 免状交付年月日 平成18年6月22日 免状有効期間満了日 平成24年3月24日 甲板員A 男性 57歳
死傷者等	重傷 1人（甲板員A）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長ほか10人が乗り組み、隠岐諸島周辺で底びき網漁を行っていたところ、左舷船尾付近の巻取りリール（以下「本件リール」という。）が引き綱を巻き取ることができなくなったので、修理のために鳥取港に帰港することとした。 機関長は、鳥取港北北西方沖を航行中、本件リールの不具合箇所を確認することとし、近くにいた甲板員Aに手伝いを求めた。 機関長は、本件リールを回転させて巻き取られた引き綱を巻き戻しながら、本件リールのギア保護カバー（以下「カバー」という。）の4本のボルトを外し始めた。 カバーの全てのボルトが外されたとき、カバーの下部が本件リールに接触し、そのはずみでカバーが持ち上げられ、平成22年12月10日01

	<p>時00分ごろ長尾鼻灯台から真方位357°35.2M付近において、甲板員Aは、カバーを押さえていた右手が、カバーと本件リール付近に設けられていた安全柵の補強用パイプ（以下「補強パイプ」という。）との間に挟まれた。（写真1参照）</p> <p>機関長は、叫び声を聞き、甲板員Aが負傷しているのを見て船長に報告した。</p> <p>船長は、自宅に電話し、救急車の手配を依頼するとともに帰港時刻を告げた。</p> <p>甲板員Aは、右手背皮膚剥脱創、右第3、4、5中手骨多発骨折を負った。</p>								
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期</p>								
その他の事項	<p>本件リールが故障したのは、本事故時が初めてであった。</p> <p>本件リールのカバーは、幅約110cm、高さ約80cm、奥行約20cmであり、重さは4～5kgのステンレス製であった。</p>								
分析	<table border="1"> <tr> <td>乗組員等の関与</td> <td>あり</td> </tr> <tr> <td>船体・機関等の関与</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>気象・海象の関与</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>判明した事項の解析</td> <td> <p>本船は、鳥取港北北西方沖を航行中、機関長が、本件リールの不具合箇所を確認しようとしてカバーを外す際、本件リールを回転させながら作業を行っていたことから、本件リールにカバーが接触し、カバーを押さえていた甲板員Aの右手がカバーと補強パイプとの間に挟まれ、甲板員Aが負傷したものと考えられる。</p> </td> </tr> </table>	乗組員等の関与	あり	船体・機関等の関与	なし	気象・海象の関与	なし	判明した事項の解析	<p>本船は、鳥取港北北西方沖を航行中、機関長が、本件リールの不具合箇所を確認しようとしてカバーを外す際、本件リールを回転させながら作業を行っていたことから、本件リールにカバーが接触し、カバーを押さえていた甲板員Aの右手がカバーと補強パイプとの間に挟まれ、甲板員Aが負傷したものと考えられる。</p>
乗組員等の関与	あり								
船体・機関等の関与	なし								
気象・海象の関与	なし								
判明した事項の解析	<p>本船は、鳥取港北北西方沖を航行中、機関長が、本件リールの不具合箇所を確認しようとしてカバーを外す際、本件リールを回転させながら作業を行っていたことから、本件リールにカバーが接触し、カバーを押さえていた甲板員Aの右手がカバーと補強パイプとの間に挟まれ、甲板員Aが負傷したものと考えられる。</p>								
原因	<p>本事故は、夜間、本船が鳥取港北北西方沖を航行中、機関長が、本件リールの不具合箇所を確認しようとしてカバーを外す際、本件リールを回転させながら作業を行っていたため、本件リールにカバーが接触し、カバーを押さえていた甲板員Aの右手がカバーと補強パイプとの間に挟まれたことにより発生したものと考えられる。</p>								
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・巻取りリールの不具合を確認するときは、同リールの回転を止めてから行うこと</li> </ul>								

# 写真1 本件リール

補強パイプ

カバー

